

入札注意事項

入札に当たっては、下記事項熟読のうえ行ってください。

(入札等)

1. 入札書は、沖縄県財務規則（第 124 条）で定める書式（様式 56 号）を使用すること。
2. 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
3. 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、その限りではない。
4. 入札参加者は、地方自治法施工令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
5. 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
6. 入札者が当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入室を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。
7. 入札者は入室時には携帯電話等の電源を切ること。
8. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
9. 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
10. 工事については、積算見積書を提出すること。積算見積書の提出のない業者は入札に参加できない。
11. 入札の金額は算用数字を用い金額の頭に¥（円）マークを表示すること。
12. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

(無効の入札)

次の一つに該当する入札は、無効とする。

- 一. 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二. 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三. 入札書の表記金額を訂正した入札
- 四. 入札書の日付、表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- 五. 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- 六. 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札
- 七. 連合その他不正の行為があった入札
- 八. その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

次の一つに該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- 一. 無効入札をした者（前記「無効の入札」の三又は四に該当する場合を除く）
- 二. 最低制限価格未満の価格をもって入札をした者（工事）

(入札の辞退)

1. 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
2. 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に挙げるところにより申し出るものとする。
 - 一. 入札執行前にあっては、入札辞退届（第 1 号様式）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。
 - 二. 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
3. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをうけるものではない。